

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年2月13日認可した。

令和8年2月20日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市大谷池土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）安井第2地区
〃	水田活用促進緊急基盤整備事業（ほ場整備事業）安井第3地区